

新型コロナウイルス感染症緊急対策

～子育て世帯臨時特別給付金、全額現金給付へ～

子育て世帯臨時特別給付金事業費

Q 給付対象の基準日は9月30日となっているが、10月1日以降に離婚した場合や、受給者が市外へ転出した場合はどうなるのか。

A 9月分の児童手当受給者が支給対象になることから、10月以降に離婚や転出の場合も、9月分の児童手当受給者が支給対象となる。

Q 給付金は課税されるのか。
A 課税されない。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業

Q 住民税非課税世帯、家計急変世帯は何世帯を見込んでいるか。また、家計急変の判断基準は。

A 非課税世帯は1万3,719世帯、家計急変世帯は推計で5,214世帯を見込んでいる。

また、家計急変については、コロナの影響で収入が減少し、住民税非課税水準を下回った場合が該当し、申請を受け付ける。

Q 周知方法と申請期限は。

A 周知方法については、広報紙、HPなど既存の広報媒体のほか、新聞折り込みによるチラシ配布、公共施設への配架を検討している。また、生活困窮に関する相談等により、状況の把握ができていない場合は、プッシュ型の案内送付も検討している。申請期限については、国から令和4年9月30日までと示されており、同日までの受け付けを考えている。



児童手当等事務費

Q システム改修の内容は。

A 6月の児童手当法改正に伴い、一部の方を除く現況届の提出省略への対応と、特例給付に係る所得制限限度額の設定に伴う改修である。

Q 児童手当の所得制限が変わることだが、どのように変わるのか。

A モデル事例では、扶養親族が3人の場合、所得制限限度額は736万円、給与収入額の目安が960万円。これに対する所得制限限度額は972万円、収入額の目安で1,200万円となる。このモデルでは、1,200万円を超えると特例給付が受けられない。

Q 所得制限に係る対象世帯には、システム改修後に通知するのか。

A 法改正が6月で、実際は10月分の児童手当からとなるが、その前に通知する予定である。

予防接種費

Q 前回のコロナワクチン接種券発送時は、特に70、80代の方への発送時にコールセンターが逼迫したが、今回の発送方法は。

A 3回目の接種は、前回の接種から8か月経過以後、可能となる。接種可能時期については市で把握しており、前回よりも発送日を細かく区切り、対象者へ発送する。